

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準

平成20年6月27日

飯塚市告示第102号

改正 H22-243、H24-91、H24-187、H26-103、H28-100、H29-87、H30-106、R2-92

R3-107

第1条 この告示は、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領の取扱いについて定めるものとする。

第2条 入札参加資格の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 本店、支店及び営業所等の所在地に関する要件については、原則として飯塚市内に本店があることを条件として設定する。ただし、市内業者で履行不可能と認められる工事については、準市内業者(市内に建設業の許可を得た営業所等を有し、その営業所等に入札及び契約の締結等の委任行為を行っている者)、市外業者の順に参加要件を設定する。
- (2) 等級区分に関する要件については、土木一式及び建築一式工事の場合において、原則として別表に規定する設計金額に対応する等級に格付された者を条件として設定する。ただし、S等級区分の工事において、対象業者数が1者以下となる場合には、等級業者も条件として設定できるものとする。
- (3) 手持ち工事に関する要件については、手持ち工事がある業者は、原則として入札に参加できないように条件として設定する。ただし、入札参加資格確認申請書提出期限日の前日(事後審査方式で行う場合は、入札日の前日)までにしゅん工検査に合格している場合は、この限りでない。
- (4) 経営事項審査結果(総合点数)に関する要件については、原則として、準市内業者、市外業者を対象とする場合に条件として設定する。
- (5) 同種工事の施工実績に関する要件については、施工にあたり高度な技術力、経験が必要な場合は条件として設定する。
- (6) 第2希望業者の参加に関する要件については、告示日において第1希望の参加可能業者が1者以下の場合又は入札参加資格確認申請書提出期限日において申請書提出業者がいなかった等で入札を中止した場合で、再度、同条件で告示する場合に条件として設定する。

(H22-243、H24-91、H26-103、H28-100、H29-87、H30-106一改)

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日 告示第243号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日 告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日 告示第187号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第103号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第100号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日 告示第87号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月2日 告示第106号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日 告示第92号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月7日 告示第107号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

(H22-243、H24-91、H24-187全改、H29-87、R2-92一改、R3-107一改)

等級	土木一式工事	建築一式工事
S	30,000万円未満 6,000万円以上	60,000万円未満 8,000万円以上
	15,000万円未満 6,000万円以上	15,000万円未満 6,000万円以上
	8,000万円未満 3,000万円以上	8,000万円未満 800万円以上
	4,500万円未満 800万円以上	1,200万円未満 130万円超

	1,200万円未満 130万円超	
--	---------------------	--

備考 金額は、設計金額(税込み)とする。